

岩手県告示第135号

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第14条第1項の規定に基づき、同条例第50条第1項及び第2項に規定する個人が行う事業に対する事業税の申告書の提出期限（その期限が令和3年2月2日から同年4月14日までの間に到来するものに限る。）のうち、県内の市町村に事務所又は事業所を有する個人の事業の所得に係るものについては、同月15日まで延長する。

令和3年3月5日

岩手県知事 達 増 拓 也